

公益通報者保護法に基づく内部通報制度

- 1 目的 市職員の職務に係る法令の遵守及び倫理の保持、市政運営における適正の確保に資することを目的とする
- 2 通報対象事実
 - ・市（市の事務に従事する職員含む。）についての法令違反行為（当該法令違反行為が生ずるおそれを含む。）
 - ・公益に反し、又は公正な職務を損なうおそれのある行為
- 3 通報者の範囲
 - ・市職員（再任用・任期付職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員、特別職非常勤職員を含む。）
 - ・市出資団体、指定管理者、及び市からの業務受託・請負事業者の従業員等
- 4 通報先
 - ・市長公室人事課（方法は書面、電話、メール（※）、面会による）
 - （※）VAiSTAFF メール〔宛先〕=公開アドレス帳=相談通報=公益通報（人事課）
 - ・外部通報窓口（令和4年に設置予定）
- 5 通報者の保護 通報又は相談したことを理由とする不利益な取扱いは禁止されています。
- 6 その他参考
 - ・摂津市公益通報の処理に関する規則（VAiSTAFF=キャビネット=人事課）
 - ・制度フロー（下図）及び通報等受付票兼報告書（次頁）

